新放課後子ども総合プラン 石垣市行動計画(案) 「令和2年度~令和6年度」

令和2年1月 石垣市教育委員会いきいき学び課 石垣市こども未来局子育て支援課

目 次

1	. 新放課後子	ども、総合プラン	石垣市行	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	答定
- 1	. 木川川以市太14夕一丁	て下流でロノノ	717771111	1 里川青 1 1田10 .	ᇄᅑᄔ

1) 策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 策定の背景・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2) 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2)計画の期間	4
3) 現計画の取り組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	5
	6
	•
2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画	
1) 基本方針 ······	7
2)目標事業量	7
①放課後子ども教室整備目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	7
	7
	8
· , , , , , , , ,	8
	8
(3) 使用可能教室の確保・設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	8
(5) 放課後子ども教室の低学年児童の参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(6) 放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み・・・・・	9
(7) 放課後児童クラプの周知の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	_
4)資料編 ······	10
①アンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
②石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱・・・・・・・	12
③石垣市放課後子ども総合プラン策定委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
ショニリルかは」こりがロノノバルメスコカ	1

1. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画の策定

1) 策定の趣旨

(1) 策定の背景・目的

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成 2 6 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定したことを踏まえ、本市においても、平成 2 9 年に「石垣市放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」(以下「現計画」という。)を策定し、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりに取組んできました。

このたび、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう 5 年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)が国から示されたことから、本市においても新プランに基づき、地域の実情に沿った「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

※事業実施主体 放課後児童クラブ → こども未来局子育て支援課 放課後子ども教室 → 教育委員会いきいき学び課

新放課後子ども総合プラン市町村行動計画に盛り込むべき内容

「『新・放課後子ども総合プラン』について」(30 文科生第 396 号及び子発 0914 第 1 号平成 30 年 9 月 14 日) より

- ①放課後児童クラブの年度ごとの目標事業量
- ②放課後児童クラブ、放課後子ども教室の※一体型・連携型の目標事業量
- ③放課後子ども教室の目標事業量
 - →7 頁「2) 目標事業量」に記載
- ④一体型及び連携型の実施に関する具体的な方策
 - →8 頁「(2) 一体型及び連携型の実施に関する具体的方策」に記載
- ⑤余裕教室の活用に関する具体的な方策
 - →8 頁「(3)使用可能教室の確保・設置」に記載
- ⑥教育部局と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - →8 頁「(2) 一体型及び連携型の実施に関する具体的方策」に記載
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - →8頁「(4)人材の確保」に記載
- ⑧放課後児童クラブの開所時間に関する延長等の取組
 - →9頁「(6)放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み」に記載
- ⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための方策
 - →9頁「(4)人材の確保」に記載
- ⑩放課後児童クラブの利用者や地域への周知の推進
 - →9頁「(7)放課後児童クラブの周知の推進」に記載
- ※一体型・連携型のモデルについては次頁参照

※一体型・連携型のモデル

【一体型】

- ・同一の敷地または隣接した敷地に放課後児童クラブ、放課後子ども教室がある場合に、共通したプログラムを実施する。
- ・共通したプログラムの実施を希望する際には、担当課と調整するとともに、学校等を含む関係者間の会議で活動内容を協議し、その内容を事業計画に盛り込む必要があります。
 - ①同一敷地(小学校)に放課後児童クラブ、 放課後子ども教室がある場合



②隣接する敷地に放課後児童クラブ 放課後子ども教室がある場合



【連携型】

・離れた敷地で放課後児童クラブ、放課後子ども教室がある場合に、共通したプログラムを実施する。

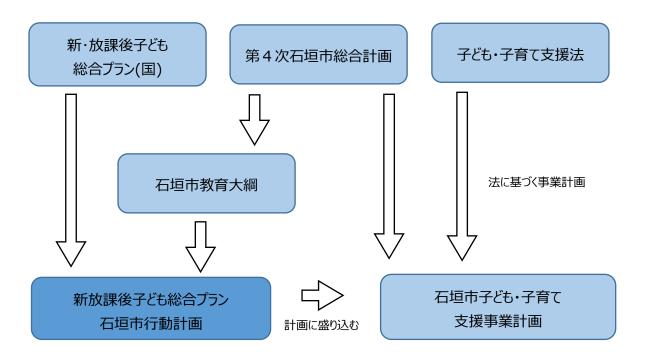


2)計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

本計画は、「『新・放課後子ども総合プラン』について」(30文科生第396号及び子発0914第1号 平成30年9月14日)に規定された、市町村行動計画に盛り込むこととされた内容について策定することと し、第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期事業計画」という。)に盛り込むこととします。

新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画の位置づけ



(2)計画の期間

新プランの計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年であるが、本計画は第2期事業計画の計画期間と合わせ、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年を計画期間とします。

3) 現計画の取組状況

(1) 現況及び検証

①団体数

	平成 29 年度 目標値 実績値		平成 3	0 年度	令和元年度		
			目標値	実績値	目標値	実績値	
放課後児童クラブ	1	10	10	11	12	13	
放課後子ども教室	- 4		11	19	17	18	
一体型	0	0	0	0	1	0	
連携型	0	0	0	0	2	0	

※令和元年度の実績値は10月1日現在の値

団体数(施設数)に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに目標値を上回る設置が行われている。一方、一体型及び連携型の事業については、使用可能教室の不足等の事由により、目標値を下回る実績となっています。

②登録児童数

		平成 29 :	年度	平成 30 年度			令和元年度		
	登録 児童	全児 童数	割合	登録 児童	全児 童数	割合	登録 児童	全児 童数	割合
放課後児童クラブ	262	3,475	7.5%	293	3,438	8.5%	379	3,408	11.1%
放課後子ども教室	78	3,475	2.2%	534	3,438	15.5%	442	3,408	12.9%
合計	340	3,475	9.7%	827	3,438	24.0%	821	3,408	24.0%

※割合=全児童数に占める登録児童数の割合

登録児童数に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、平成29年度と比較すると、放課後児童クラブにおいては約1.4倍、放課後子ども教室においては約5.7倍の登録児童数となり、増加傾向がみられます。

③スタッフ数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童クラブ	37人	61人	76 人
放課後子ども教室	21 人	357人	284 人
合計	58 人	418人	360 人

スタッフ数に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、平成29年度と比較すると、放課後児童クラブにおいては約2倍、放課後子ども教室においては約13.5倍のスタッフ数となり、増加傾向がみられる。 スタッフ数に関して、計画最終年度となる令和元年度においては、平成29年度と比較すると、放課後児童クラブにおいては約2倍、放課後子ども教室においては約13.5倍のスタッフ数となり、増加傾向がみられます。

(2)調査及びアンケート結果と検証

※詳細データは「資料編」参照

①第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

子どもの居場所に係る平成 30 年度に実施した第 2 期事業計画策定に係るニーズ調査結果の主たるものは以下のとおりです。

- (ア)本市に特に力を入れて欲しい施策として、「放課後の児童対策」を挙げる割合が高くなっています。
- (イ) 放課後の児童の居場所としての利用希望については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに、低学年時のほうがニーズが高く、学年が進むにつれて下がる傾向がある。また、利用希望は、現在の児童の受入れ状況を勘案すると、実際の利用状況よりかなり高く、現状との乖離があります。
- (ウ) 利用希望日数及び開園時間について、放課後児童クラブにおいては、保護者の利用希望に近い内容となっているが、放課後子ども教室においては、現在の実施日数より週当たり1日程度多い保護者の利用希望がみられます。

②平成30年度放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業)アンケート

参加児童の学年別の割合をみると、1年生が6%、2年生が15%と低学年の参加が少ない状況です。

2. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

1)基本方針

- ①「小 1 の壁」の打破や待機児童解消、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の更なる設置と充実を図るとともに、石垣市小学校放課後 使用可能教室等活用指針にもとづき、小学校施設を活用した事業の運営・実施に取組みます。
- ② 福祉部、教育委員会、実施団体が連携・協力し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の事業の充実・推進を図るとともに、本市の実情に応じた形で両事業が連携可能なプログラムの実践や一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取組みます。

2)目標事業量

		実績値			目標値			
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後児童クラブ (施設数)	10	11	13	13	14	15	15	15
放課後子ども教室 (教室数)	4	19	18	19	20	21	21	21
一体型·連携型 (事業実施回数)	0	0	0	1	1	1	1	1

3)課題及び対応策

(1)受入児童数の拡大

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の受入可能児童数は、ニーズに対してまだ不足している状況にあることから、継続して新規団体等の設置に努め、受け入れ児童数の拡大を図ります。

(2) 一体型及び連携型の実施に関する具体的方策

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、現計画のもと概ね計画どおりの設置が行われていますが、 本市の放課後児童クラブの多くは民間団体が実施し、また4つの団体を除き小学校敷地外で行っているため、一 体型及び連携型の実施にあたり、団体の連携、協働が難しい状況にあります。

一体型及び連携型の事業の実施に向け、福祉部、教育委員会と実施団体間の更なる連携の強化が必要となるため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室共通のプログラムの実践等を行い、関係機関の連携を深め、 一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取組むとともに事業展開・推進を図ります。

※一体型・連携型については3頁(一体型・連携型のモデル)を参照

(3) 使用可能教室の確保・設置

児童の安全・安心な放課後の居場所として、小学校敷地内で放課後児童クラブ及び放課後こども教室を実施する事が望ましいと国も示していますが、本市の小学校の状況として使用可能な教室は少なく、放課後児童クラブを実施する専用施設や放課後子ども教室で使用する教室等においても確保が難しい状況にあります。

使用可能教室の使用に関しては、前計画に引き続き、平成30年3月に策定した石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針にもとづき、学校と協議の上、学校運営に支障のない範囲での学校施設の活用を行います。放課後児童クラブの新規団体の参入については、使用可能教室の活用とともに小学校敷地外での設置も視野に入れ進めます。放課後子ども教室については、小学校と調整・協議を行い使用可能教室を十分に活用した事業の実施にあたります。

(4) 人材の確保

放課後児童支援員について、認定資格研修を受講する等、専門的知識が必要なことから確保が厳しい状況 にあり、放課後子ども教室についても、新規団体の設置の際や事業の実施に関わるスタッフが不足している状況に あります。

人材の確保について、放課後児童支援員については、専門的知識が必要なことから、認定資格研修及び市が 実施する放課後児童支援員等資質向上研修により、専門的知識や技術の向上に努めます。放課後子ども教 室については、学び遊び人材バンクの活用や地域の保護者等の協力を求めるなど、人材の確保に努めます。 あわせて、特別な配慮が必要な児童への対応について、放課後児童クラブについては、支援員を配置します。 放課後子ども教室については、他の児童と変わらぬサポートが受けられるよう、人材の確保も含めた対応に努めま す。

(5) 放課後子ども教室の低学年児童の参加

低学年の参加者が少ないというアンケートの結果から、1年生を主とした低学年児童の参加の底上げを図る必要があるため、地域の協力や学び遊び人材バンク等を活用し、一安全・安心な居場所づくりや「小 1 の壁」の打破という本プランの趣旨の周知を図り、新規団体の参入等、新たな低学年児童の受入れ体制づくりに努めます。 あわせて、現在活動している団体についても、低学年の一部公算による受入れを体質するなど低学年児童の

あわせて、現在活動している団体についても、低学年の一部公募による受入れを依頼するなど低学年児童の 参加に向けた新たな取組を進めます。

(6) 放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み

本市の放課後児童クラブの閉所時刻は $1.8 \sim 1.9$ 時となっており、平成 30 年度に実施したニーズ調査の結果では保護者のニーズを満たしているが、今後の放課後児童クラブの受入れ児童数の拡大等により、保護者の希望が変化すると考えられるため、実情に応じて開所時間の延長に取組みます。

(7) 放課後児童クラブの周知の推進

市の公式ホームページに入所に関する申込み方法を掲載する等、情報提供に努め、利用希望者や地域住民に対する放課後児童クラブの周知を推進します。

4) 資料編

①第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査(一部抜粋)

・アンケート内容

2020 年度を始期とする「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際の基礎資料として、現状・課題を把握することを目的として平成31年2月実施。

i.調査対象: 就学前児童 3,963 人 小学生 3,530 人

中学生 1,586 人 計 9,079 人

ii.有効回収率: 就学前児童 2,871 人 (72.4%) 小学生 2,570 人 (72.8%)

中学生 1,037 人 (65.4%)

問1 石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策(%)

	就学前児童保護者	小学生保護者
小学生の放課後児童対策	43. 2 %	44.1%

問2 小学校の放課後に過ごし方の希望(低学年・高学年)

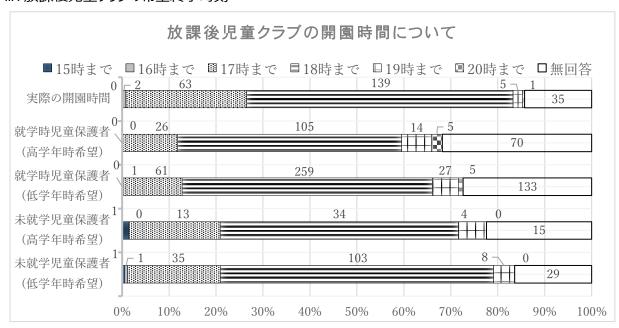
i. 希望する場所(%)

	低学	年時	高学年時			
	就学前児童	小学校児童	就学前児童	小学校児童		
	保護者	保護者	保護者	保護者		
放課後児童クラブ(希望)	39.3%	18.9%	14.9 %	8.6%		
現状	9.5%					
放課後子ども教室	19.1%	19.0%	16.4%	16.0%		
現状	2.8%					

ii. 希望する日数(平均日数)

	低等	学年時	高学年時			
	就学前児童	小学校児童	就学前児童	小学校児童		
	保護者	保護者	保護者	保護者		
放課後児童クラブ(希望)	4.5日	4.1日	3.9日	3.5日		
現状	4.2日					
放課後子ども教室	3.6日	3.0日	3.3日	2.7日		
現状	1.9日					

iii. 放課後児童クラブの希望終了時刻



②平成30年度放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業)アンケート

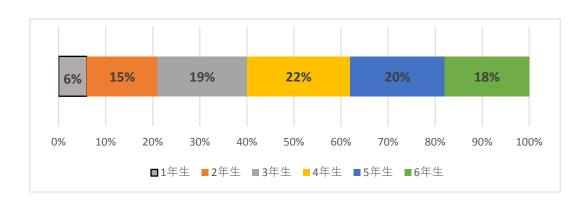
・アンケート内容

放課後子ども教室 を目的に平成31年2月実施。

i. 調査対象: 放課後子ども教室実施団体児童・保護者 配布数各 419 人

ii. 有効回収率: 児童 327 人 (78.0%) 保護者 274 人 (65.3%)

問1 放課後子ども教室在籍児童の学年



石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱

平成29年7月27日

教育委員会告示第16号

改正 令和元年7月30日教委告示第10号

(設置)

第1条 児童の安全・安心な放課後の居場所づくりの観点から、石垣市放課後子ども総合プラン(以下「総合プラン」という。)を策定するため、石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教育長に報告する。

- (1) 総合プラン策定に関する事項
- (2) その他総合プラン策定に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる団体等から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 石垣市小中学校校長会代表者
- (2) 石垣市PTA連合会代表者
- (3) 放課後子ども教室代表者
- (4) 放課後児童クラブ代表者
- (5) 石垣市社会教育委員代表者
- (6) 石垣市福祉部こども未来局子育て支援課長
- (7) 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課長
- (8) 石垣市教育委員会総務課長
- (9) 石垣市教育委員会学務課長
- (10) 石垣市教育委員会学校教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、策定委員会の議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、原則出席委員の合議制とする。
- 4 第3条各号の団体等の委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、代理委員の出席を可とする。
- 5 委員長は、会議における審議の参考にするため必要と認める場合には、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 委員長が必要あると認める時は、策定委員会の会議の下に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議の委員は、委員長が別に定める。

(報酬)

第7条 委員等への報酬は、支給しない。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局及び庶務は、石垣市教育委員会いきいき学び課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年教委告示第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

石垣市放課後子ども総合プラン策定委員名簿

石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会設置要綱第3条第1項の委員

	所属団体等	役職	氏名	備考
1	石垣市小中学校校長会	会長	仲吉 永克	
2	石垣市 PTA 連合会	会長	坂中 健作	
3	放課後·未来塾代表	代表	高木 理恵	
4	石垣市学童保育連絡協議会	会長	小底 弘子	
5	石垣市社会教育委員	議長	長嶺 康茂	策定委員会委員長
6	福祉部子ども未来局子育て支援課課	課長	伊盛 加寿美	
7	福祉部子ども未来局こども家庭課	課長	新城 佳一	
8	石垣市教育委員会総務課	課長	仲間 千加史	副委員長
9	石垣市教育委員会学務課	課長	入嵩西 覚	
10	石垣市教育委員会学校教育課	課長	與世山 淳	